

入 湯 税
特 別 徴 収
の 手 引 き



不 大 阪 市

(R6.3)

〇はじめに

平素は、大阪市税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鉱泉浴場の経営者のみなさまにおかれましては、この手引きをご覧になり、入湯税の徴収や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

目次

第1	入湯税の概要	1
第2	入湯税のしくみ.....	3
第3	課税免除	4
第4	申告等の手続きについて.....	6
第5	更正の請求.....	9
第6	加算金.....	9
第7	延滞金.....	10
第8	税務調査.....	11
第9	様式集.....	12
第10	記載例.....	16
第11	参考（よくある質問）.....	20
	《大阪市市税条例（一部抜粋）》.....	21

第1 入湯税の概要

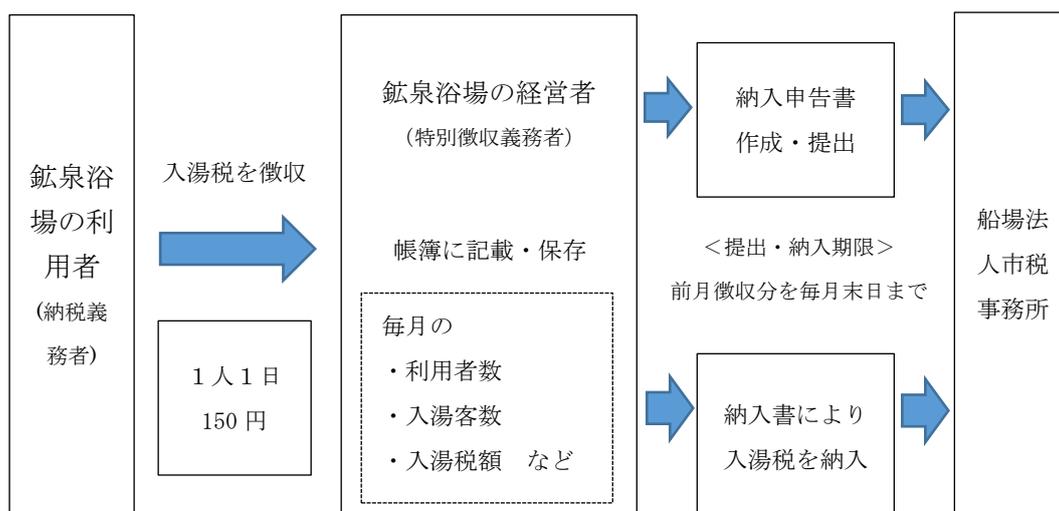
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場において入湯される方に対し、課税するものです。

入湯税は、鉱泉浴場の経営者の方が、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方から徴収していただき、本市に申告納入していただく「特別徴収」の方法により行っていただきます。

1 制度の概要

項目	内容
納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方 ② 共同浴場・一般公衆浴場（銭湯）を利用される方 ③ 医療提供施設・社会福祉施設に設置された鉱泉浴場を利用される方 ④ 小学生以下の方 ⑤ 入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額を除く。）で利用される方（宿泊利用者を除く。）
税率	1人1日につき150円 （宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。）
徴収の方法	特別徴収
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者の方
特別徴収の手続き	特別徴収義務者は、納税義務者から入湯税を徴収していただき、 <u>毎月末日までに</u> 前月分の施設利用者数、入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出していただくとともに、徴収した入湯税額を本市に納入してください。
入湯税に係る経営申告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに、必要な事項を記入した經營申告書を本市に提出してください。 ② 提出した經營申告書の事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を記入した經營申告書を本市に提出してください。
入湯税に係る帳簿の記載義務	特別徴収義務者（共同浴場、一般公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設もしくは社会福祉施設の経営者は除く。）は、入湯客数など必要な事項を記載した帳簿を作成し、その帳簿は、1か月分の記載が完了した日から7年間保存してください。

【入湯税納入の流れ】



2 用語の説明

用語	説明
鉱泉浴場	原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。 ただし、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。
温泉	地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉法第2条別表に定められた温度（摂氏25度以上）又は物質（総硫黄など）のうちいずれかを有するものをいいます。
共同浴場	業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場をいいます。
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する方を特別徴収義務者として指定し、その方に納税義務者が負担すべき税金を徴収していただき、その徴収すべき税金を納入していただくことをいいます。
入湯に要する費用	入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

第2 入湯税のしくみ

1 納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方です。

注 鉱泉浴場が設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者を鉱泉浴場の利用された方とみなして入湯税を課します。ただし、個々の宿泊者の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、利用していない方に対しては入湯税を課しません。

2 特別徴収義務者

大阪州市税条例第 139 条の6 第1項の規定により、鉱泉浴場の経営者の方を特別徴収義務者に指定しています。

なお、「鉱泉浴場の経営者」が不明な場合（鉱泉浴場の運営等の一部または全部を業務委託されている場合等）は、P. 8「第4 4(3) お問い合わせ先」へお問い合わせください。

3 税率

入湯税の税率は1人1日につき150円です。

なお、宿泊を伴う場合には、1泊をもって1日となります。

※ 1日のうちに複数の鉱泉浴場を利用する場合は、鉱泉浴場ごとに150円の入湯税が課税されます。

ただし、1日のうちに同一の鉱泉浴場を複数回利用する場合は、150円のみ入湯税が課税されます。

4 入湯税の徴収方法

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によって行っていただきます。

特別徴収義務者は納税義務者から入湯税を徴収してください。

5 求償権

入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や納税義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合などにおきましては、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等に含めて申告・納入してください。



第3 課税免除

大阪州市税条例第139条の3に規定する、次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

1 学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方

学校（学校教育法第1条で規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は引率する方が対象となります。

(1) 学校

学校とは、具体的に、認定子ども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。

注 いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税となります。

(2) 修学旅行その他の行事

修学旅行その他の行事とは、遠足や部活動などの学校教育上の観点から行われる行事をいいます。

(3) 引率する方

引率する方とは、引率を行う教師や部活動におけるコーチやスポーツトレーナーなどの学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする保護者や看護師等をいいます。

旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会などの応援のために参加する保護者などは該当しません。

2 共同浴場又は一般公衆浴場に設置された鉱泉浴場を利用される方

共同浴場又は一般公衆浴場は、日常生活の上で必要な施設であることから、当該施設の利用者については課税が免除されます。

(1) 共同浴場

共同浴場とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

(2) 一般公衆浴場

一般公衆浴場とは、いわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場をいいます。

3 医療提供施設又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場を利用される方

医療提供施設又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活上で必要であるため課税が免除されます。

(1) 医療提供施設

医療提供施設とは、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院や診療所等）をいいます。

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設（老人ホームやデイサービス施設等）をいいます。

4 小学生以下の方

12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方は課税が免除されます。

注 外国人の観光客であっても、上記の年齢条件を満たしている場合は、課税が免除されます。

5 入湯に要する費用として1,500円以下（消費税額を除く。）の料金で利用される方（宿泊利用者を除く。）

鉱泉浴場が設置された施設におきまして、入湯に要する費用として1,500円以下（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。以下同じです。）の料金で鉱泉浴場を利用する方は課税が免除されます。ただし、当該施設に宿泊される方については、入湯に要する費用が1,500円以下であっても課税となります。

(1) 入湯に要する費用

入湯に要する費用とは、入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

詳細については次のとおりです。

ア 入湯行為以外の料金が含まれる場合

タオルや食事等が付いてくるセット料金等が設定されている場合は、入湯行為のみに対する料金が明示され、かつ、その料金で実際に施設が利用可能であるときは、その「入湯行為のみに対する料金」が入湯に要する費用となります。

なお、入湯行為のみに対する料金設定等がなく、セット料金等の設定しかない場合は、「そのセット料金等の金額」が入湯に要する費用となります。

【例1】入湯行為のみに対する料金設定がある場合

- | | |
|---|--------------------------------|
| { | ① 入湯行為＋タオルセット料金・・・・・・・・・1,600円 |
| | ② 入湯行為＋タオル＋食事セット料金・・・・2,400円 |
| | ③ 入湯行為のみに対する料金・・・・・・・・・1,300円 |

入湯行為のみに対する料金で鉱泉浴場の利用が可能であるため、③の料金が課税免除の適用となるかの判断基準となります。

この場合は、全ての料金設定で入湯税の課税が免除されます。

【例2】入湯行為のみに対する料金設定がない場合

- | | |
|---|--------------------------------|
| { | ① 入湯行為＋タオルセット料金・・・・・・・・・1,600円 |
| | ② 入湯行為＋タオル＋食事セット料金・・・・2,400円 |
| | ③ 入湯行為＋食事セット料金・・・・・・・・・2,300円 |

入湯行為のみの利用ができず、セット料金での利用しかできないため、利用された方が支払ったセット料金の額が課税免除の適用となるかの判断基準となります。

※この場合は、全ての料金設定で入湯税が課税されます。

イ 延長料金等の追加料金が発生する場合

延長料金等の追加料金が発生する場合は、「追加料金を含めた料金」が入湯に要する費用となります。

ウ 曜日又は期間によって利用料金が異なる場合

曜日又は期間（キャンペーン期間等）によって利用料金が異なる場合は、「利用する日の料金」が入湯に要する費用となります。

エ 割引券や無料券を使用する場合

割引券や無料券を使用する場合は、割引等適用後の「実際に支払う料金」が入湯に要する費用となります。

なお、無料券が施設利用前に売買されたものである場合は、その名称（「無料券」、「優待券」など）にかかわらず、売買した際の金額を含んだ額で入湯に要する費用となります。

オ 回数券を利用する場合

回数券を利用する場合は、販売額を当初の利用可能回数で除して得た金額が入湯に要する費用となります。

【例】

利用料金（税抜）
1回の利用・・・・・・・・・1,600円
回数券（11枚綴り）・・・・16,000円

回数券を利用してご利用される場合は、回数券1枚分の単価で判断します。

16,000円 ÷ 11枚 = 1枚あたり約1,454円

よって、入湯に要する費用が1,500円以下になり、課税免除の対象となります。

第4 申告等の手続きについて

鉱泉浴場の経営者は、入湯税について次の手続きが必要となります。

1 入湯税に係る経営申告書の提出

鉱泉浴場を営もうとする方は、入湯税に係る経営申告書（P.11）を作成し、経営を開始する日の前日までに大阪市長あてにご提出ください。

提出先は、P.8「4 提出先及びお問い合わせ先」をご参照ください。

記載方法については、P.15の記載例をご覧ください。

なお、経営申告書を提出する際は次の書類を添付してください（入湯税を徴収していたく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。）。

＜添付書類＞

- ・温泉利用許可書の写し
- ・公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
- ・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合）
- ・施設の利用料金がわかる書類

また、申告いただいた事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記載した経営申告書をご提出ください。

2 入湯税に係る帳簿の作成

特別徴収義務者（共同浴場、一般公衆浴場（銭湯）又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設もしくは社会福祉施設の経営者は除きます。）は、納税義務者から徴収した入湯税額について、入湯税に係る帳簿（P.12）を1月ごとに作成し、その帳簿は閉鎖後（1か月の記載が完了した日から）7年間保存してください。

記載方法については、P.16の記載例をご覧ください。

【保存期間の例】

10月分（10月1日～31日分）の場合は、閉鎖日（10月31日）の翌日（11月1日）から7年後の10月31日までとなります。

3 納入申告書の提出及び入湯税の納入

前月中に納税義務者から徴収していただいた納入金につきまして、毎月末日までに納入申告書（P.13）を作成し、ご提出いただくとともに納入金額を、金融機関等を通じて、納入書（P.14）により納入してください。

(1) 納入申告書

毎月末日までに、前月分の入湯客数等の必要な事項を記入した納入申告書を大阪市長あてご提出ください。

提出先は、P.8「4 提出先及びお問い合わせ先」をご参照ください。

記載方法については、P.17の記載例をご覧ください。

(2) 納入書

納入金については、毎月末日までに前月分の納入金額を金融機関等を通じて、納入書により納入してください。

記載方法については、P.18の記載例をご覧ください。

この納入書は次に掲げる場所をご利用いただけます。

◎ 大阪市公金収納取扱金融機関

・ 全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

・ 大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、

一部の農業協同組合等

※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

・ 近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）

に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

◎ 市役所、区役所庁内の銀行派出所

◎ 市税事務所

4 提出先及びお問い合わせ先

(1) 郵便又は信書便での提出

下記宛先へ送付してください。申告書等の控用の返信を希望される場合は、返信用の封筒・切手を同封していただきますようお願いいたします。

なお、郵便又は信書便を利用された場合の提出日は、通信日付印の日付が提出日となります。

宛先

〒541-8551

大阪府中央区船場中央 1-4-3-203 船場センタービル 3号館 2階
船場法人市税事務所 課税担当 入湯税担当

(2) 窓口での提出

窓口へお持ちいただく場合は、大阪市の全ての市税事務所でご提出いただけます。各市税事務所の所在地等は、本市ホームページをご確認ください。

大阪市 市税事務所

検索

※区役所では、申告書の受付を行っておりませんのでご注意ください。

(3) 電子での提出

大阪市では、入湯税の申告について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる受け付けを行っています。

eLTAXを利用して申告書を提出された場合は、クレジットカード、口座振替（ダイレクト方式）、各金融機関のインターネット（モバイル）バンキング・ATMにより電子納入を行うことができます。

エルタックス

検索

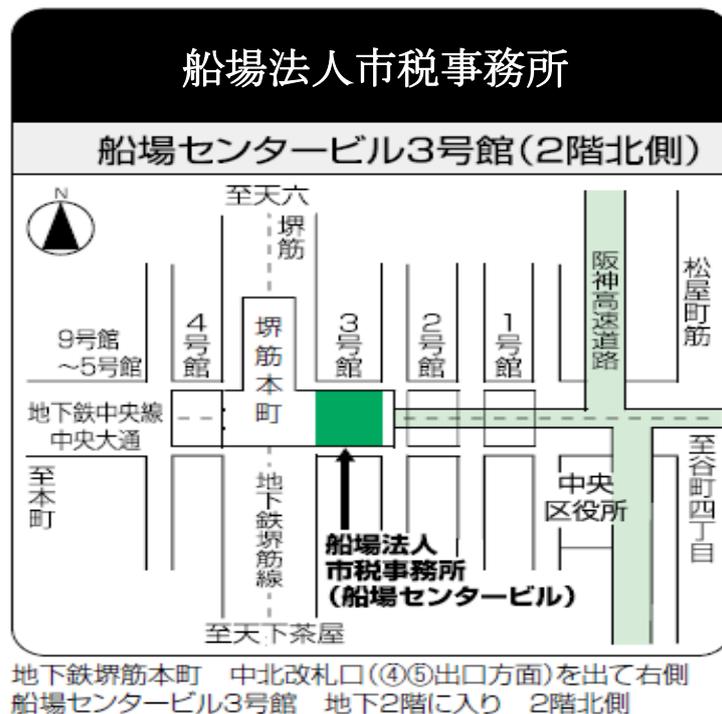
(4) お問い合わせ先

ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大阪市船場法人市税事務所 法人市民税・事業所税グループ
TEL：06-4705-2935

(最寄駅からのアクセス)



第5 更正の請求

納入申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと、又は計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における法定納期限は、大阪市市税条例第139条の6第3項で規定する入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の末日（以下「納入期限」といいます。）となります。

第6 加算金

1 過少申告加算金

提出期限内に申告書を提出した場合において、当該申告税額が過少であるため大阪市長が税額を更正したときは、当該更正により増加した税額の10%相当額が本税とは別に過少申告加算金として課されます。

また、当該更正により増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、当該超える部分に対する過少申告加算金の割合は、15%となります。

2 不申告加算金

提出期限後に申告書を提出した場合や大阪市長が税額を決定又は更正した場合等においては、納入すべき税額（決定したものに対する更正がある場合は、納付すべき税額の合

計額) に対して、次の割合に相当する金額が本税とは別に不申告加算金として課されます。

【令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する月分】

- ア 50万円以下の部分に相当する金額 15%
- イ 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額 20%
- ウ 300万円を超える部分に相当する金額 30%

【令和5年12月31日以前に申告書の提出期限が到来する月分】

- ア 50万円以下の部分に相当する金額 15%
- イ 50万円を超える部分に相当する金額 20%

なお、申告期限後における申告書の提出が、大阪市長による税額の決定があることを予知してされたものでないときは、上記に関わらず、不申告加算金の割合は5%となります。

3 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによるものであるときは、重加算金(過少申告加算金に代えて35%、不申告加算金に代えて40%)が課されます。

4 不申告加算金及び重加算金にかかる加重措置

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する月分について、対象の前年及び前々年の入湯税において、不申告加算金(市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。)又は重加算金(不申告加算金に代えて徴収した重加算金に限る。)が既に課されている場合、若しくは、不申告加算金又は重加算金に係る決定をすべきと認める場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

また、上記を除き、過去5年以内に不申告加算金(大阪市長による税額の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。)又は重加算金を徴収された者が、再び不申告等により不申告加算金(大阪市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。)又は重加算金を徴収することとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

第7 延滞金

納期限後に納入される場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

なお、延滞金額は次に掲げる計算方法により算出してください。

【計算方法】

税額に年14.6%を上限として延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%を加算した割合)に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額(令和3年1月1日から納入の日までの期間分※)がかかります。

ただし、当該期間分のうち次に掲げる①また②の期間については、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合を乗じて計算した金額となります。

- ① 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- ② 納期限の翌日から地方税法第701条の10第1項（更正または決定処分）の納期限までの期間又は同項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

※納期限の翌日から令和2年12月31日までの期間は、従前の特例基準割合によって計算した金額となります。

第8 税務調査

大阪市では適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行っています。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、船場法人市税事務所の職員が、顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料（帳簿等）の提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の前には、事前に文書等で調査のご依頼をさせていただきます。



2 入湯税に係る帳簿

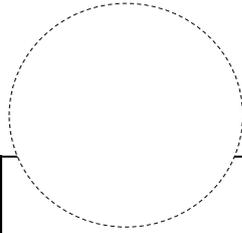
入湯税に係る帳簿

令和 年 月 分

施設の名 称	宿 泊 利 用										日 帰 り 利 用				課税対象となる 入湯客数合計 (人) (④+④')	納入すべき 納入金の額 (円) (⑤) (⑤)×150)
	当該施設の 利用者総数 (人) ①	入湯客総数 (人) ②	課税免除となる入湯客数(人)			当該施設の 利用者総数 (人) ①'	入湯客総数 (人) ②'	課税免除となる入湯客数(人)			課税対象となる 入湯客数(人) ④' (②'-③')					
			修学旅行 その他学校行事 ⑦(※1)	小学生以下 ①(※2)	合計 ③ (⑦+①)			修学旅行 その他学校行事 ⑦'(※1)	小学生以下 ①'(※2)	合計 ③' (⑦'+①')						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
合計																

※1 学校(学校教育法第1条に規定する学校(又字を除く。))及び専門学校の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼児保育施設(以下「施設」という。))が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引継する者
 ※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金(消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当する額を除く。)を負担して入湯する者

3 入湯税 納入申告書



入湯税 納入申告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日 大阪市長		処 理 事 項		
		通 信 日 付	確 認 欄	台 帳 番 号
〒 -				
鉱泉浴場の所在地		(フリガナ)		
施設 の 名 称				
特 別 徴 収 義 務 者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 - (電話番号 - -)		
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(フリガナ)		
この申告に応答する者の氏名及び電話番号		(電話番号 - -)		

大阪州市税条例第139条の6第3項の規定により、次のとおり申告します。

		宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用
当該施設の利用者総数 ①		人	人
入 湯 客 総 数 ②		人	人
課税免除となる入湯客数	修学旅行 その他学校行事 (※1) ⑦	人	人
	小学生以下 (※2) ①	人	人
	1,500円以下 (※3) ⑧		人
	合 計 ③ (⑦+①+⑧)	人	人
課税対象となる入湯客数 ④ (②-③)		人	人
課税対象となる入湯客数合計 ⑤ (④の合計)			人
納 入 す べ き 納 入 金 の 額 ⑥ (⑤×150)			円
備 考			

※1 学校 (学校教育法第1条に規定する学校 (大学を除く。)) 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。) が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金 (消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。) を負担して入湯する者

4 納入書

点検に当たって切り取り、3枚合わせて金融機関又は郵便局へお持ちください。

市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	分類 22
入湯税領収証書 (公)			
口座番号 00900-5-960001	加入者 大阪市会計管理者		
(源泉徴場の所在地及び名称)			
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)			
年度	申告年	申告月	申告日
申告処理	処理回数	台帳番号	様納
—	—	—	—
徴収年月		申告区分	
平成		更正	
令和		決定	
税額	延滞金	過少申告・不申告・重加算金	合計額
納期限	令和	年月日	額
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)			

市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	分類 22
入湯税納入書 (公)			
口座番号 00900-5-960001	加入者 大阪市会計管理者		
(源泉徴場の所在地及び名称)			
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)			
年度	申告年	申告月	申告日
申告処理	処理回数	台帳番号	様納
—	—	—	—
徴収年月		申告区分	
平成		更正	
令和		決定	
税額	延滞金	過少申告・不申告・重加算金	合計額
納期限	令和	年月日	額
日計	口	円	付印
上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)			

市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	市区町村コード 271004 大阪府 大阪市	分類 22
入湯税納入済通知書 (公)			
口座番号 00900-5-960001	加入者 大阪市会計管理者		
(源泉徴場の所在地及び名称)			
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)			
年度	申告年	申告月	申告日
申告処理	処理回数	台帳番号	様納
—	—	—	—
徴収年月		申告区分	
平成		更正	
令和		決定	
税額	延滞金	過少申告・不申告・重加算金	合計額
納期限	令和	年月日	額
金融機関 (取りまとめ店)	大阪市内にある本店又は母店		
取りまとめ店	〒539-8794 大阪府金事務所センター		
上記のとおり通知します。 (市町村保管)			

第10 記載例

1 入湯税に係る経営申告書

【記載例】

入湯税に係る経営申告書

令和 5 年 11 月 ×× 日		処理事項	
大阪市 長		通信日付	確認欄
〒 530 - ××××		台帳番号	
申告者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 <small>（電話番号 06 - 6208 - ××××）</small>	
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	大阪〇〇温泉株式会社 代表者 大阪 花子 <small>（フリガナ オオサカ〇〇オンセン/カブ オオサカ ハナコ）</small>	
	この申告に回答する者の氏名及び電話番号	経理担当 大阪 太郎 <small>（電話番号 06 - 6208 - ××××）</small>	

大阪州市税条例第139条の7第1項又は第2項の規定により、次のとおり申告します。

申告事由	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上記申告事由の発生年月日	令和 5 年 12 月 ×× 日
鉱泉浴場の所在地	〒 541 - ×××× 大阪市中央区船場中央〇丁目〇番〇号
施設の名称	<small>（フリガナ）</small> ホテルセンバチウオウ〇〇 ホテル船場中央〇〇
施設の種別	<input type="checkbox"/> 公衆浴場（ <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> その他） <input checked="" type="checkbox"/> ホテル、旅館又は簡易宿所（日帰り利用 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可） <input type="checkbox"/> その他（ ）
日帰り利用に係る入湯に要する費用 <small>（消費税額及び地方消費税額相当額を除く。）</small>	<input type="checkbox"/> 常に1,500円以下である <input checked="" type="checkbox"/> 1,500円を超える又は超える場合がある 別添料金表参照 円
温泉法による温泉利用許可日	令和 5 年 11 月 ×× 日
公衆浴場法による営業許可日	年 月 日
旅館業法による営業許可日	令和 5 年 11 月 ×× 日
備考	
処理事項	<input checked="" type="checkbox"/> 温泉利用許可書（写し） <input checked="" type="checkbox"/> 公衆浴場営業許可書（写し） <input checked="" type="checkbox"/> 旅館営業許可書（写し） <input checked="" type="checkbox"/> 施設の利用料金がわかる書類

申告していただく方の「住所」、「氏名」及びこの申告に回答していただく方の「氏名」、「電話番号」を記入してください。

該当する申告事由に☑をいれてください。

「申告事由」が発生した年月日を記入してください。

当該施設が
① 公衆浴場営業許可を受けている場合は「公衆浴場」とその種別に☑を記入してください。
② 旅館業営業許可を受けている場合は、「ホテル、旅館又は簡易宿所」と日帰り利用ができるかどうか☑を記入してください。
③ ①及び②の両方の許可を受けている場合は、両方を記入してください。

【例】
一般公衆浴場（銭湯）の場合は、「公衆浴場」と「一般」に☑を記入してください。

鉱泉浴場施設の「名称」、「所在地」を記入してください。

当該施設が
・共同浴場
・医療提供施設
・社会福祉施設
である場合は、「その他」に☑を記入し、該当する施設の種別を（ ）内に記入してください。

各許可を受けた日を記入してください。

該当する各許可書の写しを添付してください。

日帰りで利用が可能である施設のみ記入してください。
ご記入いただいた利用料金を確認できる書類を添付してください。

※共同浴場、物価統制令に基づき入浴料金が定められている一般公衆浴場（銭湯）、医療提供施設又は社会福祉施設の場合は、利用料金がわかる書類の添付は不要です。

※料金の設定が複数あり、記入しきれない場合は、「別添〇〇参照」等とご記入を省略していただいで結構です。

【利用料金のわかる書類の例】
・利用料金一覧表
・利用料金を掲載したホームページの写し
・パンフレットや広告チラシ
・発行している回数券、割引券や無料券の写し など

2 入湯税に係る帳簿

【記載例】

入湯税に係る帳簿

課税免除となる方の人数を内訳ごとに集計していただき、記入してください。
 なお、課税免除となる方が、内訳のうち複数に該当する場合は、どれか1つの項目にのみ集計してください。

令和 5 年 12 月分

何年何月分の帳簿であるか記入してください。

施設の名称

ホテル船橋中央〇〇

日	当該施設の利用者総数 (人)		入湯客数 (人)		当該施設の利用者総数 (人) (①)	当該施設の課税対象となる入湯客数 (人) (②-③)	入湯客総数 (人) (②)			課税免除となる入湯客数 (人)			課税対象となる入湯客数 (人) (④+⑤)	課税対象となる入湯客数 (人) (④+⑤)	納入すべき納入金の額 (円) (⑤×150)		
	当施設の利用者総数 (人) (①)	入湯客数 (人) (②)	小学生以下 (⑦) (※2)	修学旅行その他学校行事 (⑧) (※1)			合計 (③+④)	小学生以下 (⑦) (※2)	修学旅行その他学校行事 (⑧) (※1)	1,500円以下 (⑨) (※3)	合計 (④+⑤)	小学生以下 (⑦) (※2)				修学旅行その他学校行事 (⑧) (※1)	1,500円以下 (⑨) (※3)
1	82	82	0	26	26	56	10	10	0	2	6	8	2	58	8,700		
2	77	77	0	15	15	62	9	9	0	3	6	9	0	62	9,300		
3	76	76	60	2	62	14	11	11	0	2	8	10	1	15	2,250		
4	88	88	0	21	21	67	8	8	0	4	4	8	0	67	10,050		
5	120	120	0	23	23	97	18	18	0	3	10	13	5	102	15,300		
6	131	131	0	22	22	109	16	16	0	1	15	16	0	109	16,350		
30	89	89	0	31	31	58	12	12	0	0	9	9	3	61	9,150		
31	102	102	0	36	36	66	6	6	0	2	4	6	0	66	9,900		
合計	2,638	2,638	125	630	755	1,883	320	320	0	81	210	291	29	1,912	288,800		

当該施設の宿泊利用者総数及び日帰り利用者の総数を記入してください。

合計欄の各項目の数値を、納入申告書へ転記してください。

※1 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))及び専門学校の子どもに関する教育、保育等の総合的な振興の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼児連携施設とも同一と見做す。
 ※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金(消費税額及び当該消費税額を課税額として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。)を負担して入浴する者

3 入湯税 納入申告書

【記載例】

入湯税 納入申告書 (令和 5 年 12 月分)

何年何月分の申告であるか記入してください。

令和 6 年 1 月 ×× 日		処 理 事 項	
大阪市長		通 信 日 付	確 認 欄
〒 541 - ××××			台 帳 番 号
大阪府大阪市中央区船場中央○丁目○番○号		××××××××	
(フリガナ) ホテルセンパチュウオウ○○			
施 設 の 名 称		ホテル船場中央○○	
特 別 徴 収 義 務 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 530 - ××××	
	大阪府大阪市北区中之島○丁目○番○号	(電話番号 06 - 6208 - ××××	
	(フリガナ) オオサカ○○オンセン(カブ) オオサカ ハナコ		
	氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	大阪○○温泉株式会社 代表者 大阪 花子	
この申告に回答する者の氏名及び電話番号		経理担当 大阪 太郎 (電話番号 06 - 6208 - ××××	

鉱泉浴場を設置している施設の所在地及び名称を記入してください。

鉱泉浴場施設ごとに附番された台帳番号(8桁)を記入してください。

申告していただく方の「住所」、「氏名」及びこの申告に回答していただく方の「氏名」、「電話番号」を記入してください。

鉱泉浴場施設を、宿泊を伴って利用した方と日帰りで利用した方のそれぞれで集計し、記入してください。

大阪市市税条例第139条の6第3項の規定により、次のとおり申告します。

		宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用
当 該 施 設 の 利 用 者 総 数 ①		2,638 人	320 人
入 湯 客 総 数 ②		2,638 人	320 人
課 税 免 除 と なる 入 湯 客 数	修学旅行 その他学校行事(※1) ⑦	125 人	0 人
	小学生以下(※2) ⑧	630 人	81 人
	1,500円以下(※3) ⑨		210 人
	合 計 ③ (⑦+⑧+⑨)	755 人	291 人
課 税 対 象 と なる 入 湯 客 数 ④ (②-③)		1,883 人	29 人
課 税 対 象 と なる 入 湯 客 数 合 計 ⑤ (④の合計)		1,912	人
納 入 す べ き 納 入 金 の 額 ⑥ (⑤×150)		286,800	円
備 考			

入湯税に係る帳簿を基に、それぞれの欄を記入してください。

※1 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
 ※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金(消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。)を負担して入湯する者

備考欄には、浴場の改修や施設全体の改修など一時的に鉱泉浴場の利用ができない(臨時で営業を休止した)期間などがあった場合は、その旨を記入してください。

【例】
「5日～12日まで浴場改修工事のため営業休止」など

4 納入書

【記載例】

◎入湯税納入書は、「納入書」「領収証書」「納入済通知書」の3枚1組になりますので、全てに同じ内容を記入してください。

市区町村コード		271004		入湯税領収証書 公	
大阪府		大阪府			
大阪市		大阪市			
口座番号			加入者		
00900-5-960001			大阪市会計管理者		
(鉱泉浴場の所在地及び名称)					
大阪市中央区船場中央〇丁目〇番〇号					
ホテル船場中央〇〇					
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)					
大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号					
大阪〇〇温泉株式会社 様					
年度	申告年	申告月	申告処理	処理回次	台帳番号
5	6	1	—	—	XXXXXXXXXX
徴収年月			申告区分		
令和 5 年 12 月分			申告		
			更正		
			決定		
税 額		2 8 6 8 0 0			
延 滞 金		0			
過少申告・ 不申告・重		0			
加算金		0			
合 計 額		¥ 2 8 6 8 0 0			
納 期 限			令和 6 年 1 月 31 日		
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)			領 収 日 付 印		

鉱泉浴場を設置している施設の所在地及び名称を記入してください。

申告していただく方の住所及び氏名を記入してください。

実際に申告された「年」、「月」と「その月の属する年度」を記入してください。

【例】
・令和5年12月分の入湯税額を令和6年1月20日に申告納付する場合
年度→「5」
申告年→「6」
申告月→「1」

徴収年月欄には、「入湯税 納入申告書」に記載された「令和〇年〇月分」と同じ内容を記入してください。

大阪〇〇温泉株式会社 様

台帳番号 (8桁) を記入してください。

該当する申告区分に〇印を付けてください。

左欄の申告期間分について、初めての申告納入である場合は、「申告」に該当します。

「入湯税 納入申告書」に記載された「⑥ 納入すべき納入金の額」と同じ金額を税額欄と合計額欄に記入してください。

また、合計額欄には、先頭に「¥」マークを記入してください。

申告納入期限を記入してください。

※入湯税の申告納入期限は、実際に入湯税額を特別徴収していただいた月の翌月末日となります。

★ 納入書をご利用になるときの注意点 ★

- (1) A4サイズの普通紙に印刷してご利用ください。(感熱紙等を使用しないでください。)
- (2) 領収証書は5年間大切に保存してください。
- (3) 領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等(大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代理金融機関又は郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。ただし、証券(小切手等)をご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。

第11 参考（よくある質問）

Q 1 日帰り利用施設をご利用された方から、浴場（お風呂場）は利用したけれど鉱泉（温泉）を使った浴槽には入っていないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 1 入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に入湯税が課税されます。

Q 2 宿泊利用されている方から、病気や怪我などにより浴場を利用していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 2 鉱泉浴場が設置された宿泊施設におきましては、原則として、宿泊者の方は鉱泉浴場を利用された方とみなして、入湯税が課されます。ただし、宿泊者の方個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、鉱泉浴場を利用していない方に対しては入湯税を課しません。

Q 3 部活動の全国大会に参加するために高校生とその学校の先生のほか、応援に来られた保護者の方が宿泊利用されました。この場合、保護者の方は課税免除になるのでしょうか。

A 3 学校等（大学は除く。）が実施する行事に参加している生徒や引率を行う学校関係者の方は入湯税の課税が免除されますが、応援に来られた保護者の方は、入湯税が課税されます。
詳しくは、P. 4をご覧ください。

Q 4 日帰り利用される方で、利用料金が 1,500 円以下で利用した場合は課税免除になると聞いていますが、詳しく教えてください。

A 4 鉱泉浴場を利用するために支払う料金が 1,500 円以下（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）で日帰り利用される方は、入湯税の課税が免除されます。
詳しくは、P. 5をご覧ください。または、P. 8の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

《大阪市市税条例（一部抜粋）》

（入湯税の納税義務者等）

第139条の2 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第139条の3 次の各号のいずれかに該当する者の鉱泉浴場における入湯に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
- (2) 共同浴場（市長が定めるものに限る。第139条の8第1項において同じ。）又は公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。第139条の8第1項において同じ。）において入湯する者
- (3) 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。第139条の8第1項において同じ。）に設置された鉱泉浴場において入湯する者
- (4) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (5) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者（当該施設に宿泊する者を除く。）

（入湯税の税率）

第139条の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日（宿泊を伴う入湯の場合には、1泊をもって1日とする。）について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第139条の5 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第139条の6 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項に規定する特別徴収義務者は、鉱泉浴場におけ

る入湯客が支払うべき入湯税を徴収しなければならない。

- 3 第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の規定による徴収をすべき日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 月の初日から末日までの間における入湯客の数及び納入すべき納入金の額
 - (3) その他市長が必要と認める事項

（鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告）

第139条の7 鉱泉浴場の経営を開始しようとする者は、その経営を開始する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 鉱泉浴場の所在地
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には直ちに、その旨及び前項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第139条の8 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者（共同浴場、公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設若しくは社会福祉施設の経営者を除く。次項において同じ。）は、1日ごとの入湯客の数及び納入すべき納入金の額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 第139条の6第1項に規定する特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに作成し、閉鎖後7年間これを保存しなければならない。